

学校感染症(第一種～第三種)について

※ 下記の感染症に罹患した場合は、出席停止となります。

	学校感染症の種類	出席停止期間の基準	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、パスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)、(H7N9)←追加	完全に治癒するまで	
第二種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん(3日はしか)	発しんが消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎(アポロ病)	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能
			B型・C型：出席停止不要
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		ヘルパンギーナ	発しん(りんご病)のみで全身状態が良ければ登校可能
		伝染性紅斑	発しん(りんご病)のみで全身状態が良ければ登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が良ければ登校可能
		アタマジラミ	出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)
		伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発発しん者はプールでのビート板の共用は避ける)
伝染性膿痂しん(とびひ)	出席可能(プール、入浴は避ける)		

※ 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行 平成24年4月2日改正